

カフェ  
サンスーシ

鎌倉温故茶論

CAFE SANSSOUCI

## 【鎌倉憲法カフェの警鐘】

『反戦』は『主権の放棄』に等しい！

～蘇る『OCCUPIED JAPAN』の残影～

温故知新をモットーとする「カフェサンスーシ」は、  
昨今の『国防』を巡る政権批判の世論に違和感を覚えます  
私達が平和な生活を享受できるのは、私たちの祖先が  
『日本』を築き、護り抜いてきたからに他なりません  
「国家の独立」が侵されては、国民の生命・財産、民族の伝統文化、  
言論の自由、生活のための職場、最低限の生活さえ保障されません

戦後日本の安全保障は、米国との安保条約締結により、  
米国の軍事力を背景にした抑止力に支えられてきました  
昨今の世論が、政府の安保法案に対しこれを戦争法案とし  
『反戦』を叫ぶ裏には、憲法9条【戦争放棄】があります  
日本が主権を喪失していた占領期の遺物、憲法9条を改正し、  
国防意識を正常化する国論の統一は、喫緊の課題なのです

## ★『平成の乱』★

平成の安全保障を巡る世論には、国家と国民の基本認識を見失って、

国家基盤を危うくする乱世の腐臭が漂います

国家は、国民がその諸権利を護るために構築した城であり、

国家と国民は、本来不可分の運命共同体の関係にあります

独立国家として、規律の乱れは断じて避けねばなりません

国会で多数の国会議員によって承認され、今年3月施行済の  
安保関連法の廃案を叫ぶ、これが日本の民主政治の現状なのです

安保法を戦争法と称し廃止を叫んで、党利党略に走る野党

安倍政権は立憲主義に反すると主張する法曹・知識人

「日本を戦争のできる国にする安倍政権」との非難報道

何れの主張も、『反戦』を唱えて政権に反旗を翻しています

『国防』は、『反戦』に対立せず『反戦』に優先します

『反戦』が成就して全人類が侵略戦争を放棄しない限り、

侵略者を撃退し国家・国民を護る『国防』は必須なのです

『民族の独立』を維持する『国防』は、国家の使命なのです

この基本的な原則を忘れて、日本の安全保障の問題を

『反戦』を以て解決しようとする根源には憲法9条があります

『平成の乱』には、連合国の占領下、一切の反論を封じられ、

自衛の権利まで放棄せざるを得なかった日本弱体化戦略の後遺症

「国家不信」、「故国」を卑下する無国籍症候群が観られるのです

昭和20年9月2日 ミズーリ号上での降伏文書調印の日から、

昭和27年4月28日 サンフランシスコ講和条約発効までの約7年間

日本は連合国の占領下であり、国防無用の時代でした

昭和26年サンフランシスコ講和条約調印と同時に吉田茂が締結した旧安保条約、

さらに昭和35年岸信介の新安保条約により、戦後日本の平和は、  
昨今の尖閣問題にみられる通り、米国の軍事力に依存してきました

7月10日の参議院選に臨み、共産・民進等の野党連合は、

国家・国民の安全も顧みず、憲法9条を根拠にして「自衛隊違憲」

「安保法（戦争法）廃止」「改憲絶対阻止」を叫びました

日本の国防を、戦争放棄を強要した米国に押し付ける「植民地根性」

に発するの、さもなくば日米を分断し、国防力の低下した日本を

侵略者に売渡す意図としか考えられない不可思議な行動です

『日本の国防』を米国民の犠牲に頼ろうとする日本の世論に、

米国民は反感を抱き、米国政府も不安を募らせています

今回の安保法案の主目的は、日本が集団的自衛権の行使に踏み切り、  
米軍防衛上の不備を是正して、条約破棄を回避しようとするものです

これを戦争法と称することは、侵略戦争ではなく日米相互の防衛を

目的とする日米安保条約の性格上、極めて不適切なのです

昨年4月29日 安倍首相が、米議会上下両院の合同会議に於いて、

次のように述べた心中は察して余りあります 「この法整備によって、

自衛隊と米軍の協力関係は強化され、日米同盟は、

より一層堅固になります。（中略） この夏までに、成就させます。」

最後の一節に抵抗を覚えた方も居られるかもしれませんが、  
このひと言が、日米同盟重視、世界の平和への貢献という  
日本の基本姿勢に、現実味と切実感を添えているのです  
日本の民主主義が生んだ安倍政権が、条約の前提である  
相互防衛（集団的自衛権）に踏み込む決意を表明したのです  
安倍政権は約束を既に果たし、米国もこれを歓迎しているにも拘らず  
少なからぬ人たちが安保法反対を唱えているのは何故でしょうか  
政府が国家と国民を護ることに、反対する理由は何でしょうか  
日米両国に対して侵略者が現れなければ、戦争にはなりません  
逆に安保条約が無ければ、尖閣問題は日中戦争に発展しかねません  
日本の民主主義と政党政治は、いまや危機的状況にあるのです

野党の連携は、ソ連の支援を受けた日本共産党や社会党が、  
憲法9条の解釈を巡り日米分断を図った60年安保を想起させます  
政府は「個別的自衛権」に譲歩して新安保条約を守り通しましたが、  
「個別的自衛権」では米軍基地は護れても、米軍は護れないという  
相互防衛上の致命的欠陥を安保条約は抱えていたのです  
この欠陥を憲法解釈で繕おうとする安保法案を巡る「平成の乱」には、  
憲法9条【戦争放棄】を、恰も日本国民が犠牲となって自衛権を放棄、  
戦争の無い世界に先導する決意表明だとする擬制・誤解があります  
現行憲法が誕生して既に70年、未だに自衛権まで憲法で放棄する  
追従国が現れないのは何故か、その理由は憲法9条【戦争放棄】では、  
戦争の無い世界は永遠に訪れないのが現実だからに他なりません

## ■ 国民の目線で見た「平成の乱」

歴代政権が自衛隊と日米安保によって国家・国民の安全を図って来たのに対して、憲法の文理解釈を理由に安倍政権に「国防放棄」を迫る護憲派の人たちには、日本国籍とは思えない脅威を感じます。日本国民を「軍国主義の犠牲者」に仕立て、国旗「日の丸」の掲揚を禁じた占領政策から生まれた無国籍症候群の異分子に見えるのです。「連合国」を「世界制覇の戦争に巻き込んだ軍国主義者」日本から、日本国民を解放する救世主というポツダム宣言の虚構の下に、憲法まで押し付けた、占領下（植民地時代）の日本が蘇るのです。

安倍政権の手足を縛れば、国民は戦争をせずに済むという発想、戦わずして不戦敗となっても日本が主権を奪われず、祖国を喪わず、国民はこれまで通り平和な生活が保障されるという根拠のない楽観、

その何れも無国籍症候群の中毒患者に特徴的な症状なのです。

安倍政権をポツダム宣言の虚構「軍国主義」の型に嵌めて、戦争の廃絶を訴える行動は、客観的には日本の独立を脅かす危険な行為です。朝鮮戦争は、米国が南北朝鮮の戦争を避けるため韓国の軍備を制限、

そのために南北の軍事力格差が大きくなり、開いたために勃発しました。

京城（ソウル）は僅か三日で陥落、米国が国連軍を組織して、からうじて38度線での停戦に持ち込みましたが、安倍政権の手足を縛ることは、反戦どころか戦争を誘発する七国の禁じ手なのです。大多数の国民は、平成の世論に危険な香りを感じ取っているでしょう。

私は「国防放棄」を主張する政党には、絶対に投票しません。

憲法9条【戦争放棄】は、本来「国防放棄」では無かったのです

その前提には、発足したばかりの世界警察、国連がありました

マッカーサー元帥は「日本はその防衛と保護を、今や世界を

動かしつつある崇高な理想に委ねる」としていました

この前提が、GHQ民政局の作った憲法9条では省かれてしまい、

憲法9条は無国籍症候群の中毒患者を蔓延させる温床になりました

これらの人達は、国連の安全保障機能が麻痺している現状にも拘らず、

自衛隊、安保法を憲法違反とし、立憲主義を声高に叫んでいるのです

憲法9条【戦争放棄】には、もう一つ根本的欠陥があります

国連憲章は全ての国が自衛権と集団的自衛権を有するとしており、

国連の安全保障機能は、加盟国が集団的自衛権を行使して

加盟各国の軍事力を結集することによって成立します

憲法9条【戦争放棄】は、国連の存在を否定することになるのです

軍事力を放棄して、日本は国連に加盟、貢献出来るのでしょうか

世界各国に自衛権放棄を呼び掛けるのは、愚拳と言うべきでしょう

国連という前提条件が憲法前文の平和主義に吸収され、文理解釈上

「自衛権放棄」となった異常な憲法は、日本国民の総意ではなく、

日本が占領軍に統治権を奪われていた占領期に誕生したのです

「日本の国防」は、憲法解釈ではなく日本の現状から判断すべきです

日本国民の国防に対する気概を罪悪視する今日の世論には、自衛官の

士気を奪い、日米防衛協力に亀裂を生む七国の危険があります

## ★ 主要国の軍事力比較

戦後日本の平和は、日米安保による米国の抑止効果に負っています

日米安保条約が戦争を未然に防いでいるということなのです

日本に集団的自衛権が無ければ、日米安保は成り立ちません

60年安保では日米分断を図る野党の抵抗により、日米安保条約は  
集団的自衛権を謳いながらも、個別的自衛権で対処するとされたため、

自衛隊による米軍防衛上の不備を米国に指摘されていました

今回の安保法案の主目的は、米軍防衛上の不備を理由に、

日米安保条約が破棄されることを回避することです

条件付の集団的自衛権ですが、米国は理解を示しています

集団的自衛権は違憲だと解釈するならば、日本は日米安保や国連に  
頼らず、自力防衛するしかありませんが、単独防衛が可能でしょうか

2014年の兵力・軍事費の国際比較は次のようになっています

比較項目	米国	中国	日本	韓国	ロシア	北朝鮮
兵力（千人）	1381	2993	260	633	1287	1379
軍事費（億ドル）	6099	3766	461	451	1703	不明

中国は兵力で日本の11倍、軍事費で8倍です

人口2千5百万人の北朝鮮でさえ、兵力で日本の5倍です

人口5千百万人の韓国は、兵力で日本の2.4倍です

日本の兵力が26万人と相対的に低めに抑えられているのは、

日米安保条約の恩恵であり、集団的自衛権の効果なのです

中国や北朝鮮のような共産党一党独裁の国家が軍事力に傾注し、  
かつての帝国主義以上に世界の平和にとって脅威となっています

これに対抗して軍事力競争に走らないようにするのが  
国連憲章で導入された集団的自衛権の知恵なのです

NATO加盟国 英仏独の同年の兵力・軍事費は次の通りです

英	155	519	仏	312	566	独	179	445
---	-----	-----	---	-----	-----	---	-----	-----

NATO加盟国英仏独の軍事費は、日本と同レベルですが、英独の兵力は

日本より少なく、戦前の軍拡競争を思えば隔世の感があります

これも集団的自衛権による軍事同盟 NATO の効果なのです

日本の集団的自衛権を否定し、自力防衛を選択すれば、日本は

国家・国民を護るため、兵力・軍事費共に増加せざるを得ません

護憲派の人たちは、日米安保を否定した上で自衛隊までも否定し、

憲法前文「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの

安全と生存を保持しよう」と決意した」を根拠に、侵略の脅威を

外交と対話で未然に防ぐのが政府の責務と主張しています

憲法前文は理念・理想であって、「公正と信義」を欠く侵略者への

対応策の欠如した前文を、条文と同列に解釈すべきではありません

尖閣問題、拉致問題など「公正と信義」を期待できない状況下

「正当に選挙された国会における代表者」の歴代政権は、護憲派の

人たちの危険な憲法解釈を否定して今日に至るのです

# ★「憲法9条の誕生と受容の歴史」★

## ■幣原首相の苦悩とペニシリン会談

憲法9条の来歴は、占領下の日本の現状と共に理解されるべきであり、

その詳細は後述しますが、憲法9条は天皇制維持の苦肉の策でした

昭和20年10月6日 幣原喜重郎が宮内庁に召され、陛下から組閣の大

命を受けた時、日本は初期占領政策の真直中にありました

山紫水明の鎌倉に隠棲しようとしていた老外交官幣原（73歳）を

強硬に首相に推挙した一人、外務省時代の配下吉田茂は共に親英米派、

尊皇家であり、幣原内閣の外務大臣に就任します

組閣後三か月も経たない年の暮れから正月にかけ、幣原は天皇制の

存続に思い悩み、風邪（肺炎）をこじらせて寝込んでいます

12月15日、GHQ民間情報教育局 宗教課は、国家が神道を支援・監督・

普及することを禁ずる「神道指令」を発し、天皇の神格を天皇自身が

否定するよう要請、翌年の元旦天皇は「人間宣言」を発せられます

12月27日 モスクワ外相会議は、連合国の最高政策決定機関として

極東委員会（ワシントン）の設置を発表、極東委員会メンバー11か国中には

天皇戦犯論や天皇制廃止を要求するソ連・豪州等がいました

占領軍の魔手が国家の守護神の破壊に迫った危機に際し、病床の

幣原の脳裏に閃いたのが、「戦争放棄」の妙案だったのです

天皇が二度と軍隊を持たないことを連合国に示して、軍国主義、

侵略国家という諸外国の誤った日本像を払拭しようと考えたのです

「戦争遂行能力が破砕されたとの確証がない」と判断され、  
占領が何時までも継続される事態も避けることができます  
「自衛」に必要な軍備に割く財政的余裕も無い当時の日本は、  
中途半端な軍備は持たないという捨身の戦法に出たのです  
憲法で軍備を放棄、『国防』を他国に先駆け発足後間もない  
国連の理想に託すことにより「日本は再び『神の国』に戻る」、  
この発想には、進退窮まった幣原の意地と誇りがあったでしょう

幣原はこの妙案を、内閣の誰にも口外しませんでした  
自身が自衛権の放棄などと言い出せば狂人扱いされると承知していた  
彼は、GHQの手でこれを実行しようとマッカーサーを訪ねました  
昭和21年1月24日 病氣見舞いにペニシリンを贈られたお礼の  
訪問でしたが、幣原の進言する日本の戦争放棄案に、極東委員会に  
於ける天皇制廃止論への対応策に悩んでいたマ元帥は一瞬驚き、  
これを恒久の規定とすることに戸惑いながらも歓迎します  
マ元帥が逡巡した理由は、日本の戦争放棄が米国に及ぼす影響と、  
共産主義者を利する危惧であり、幣原は懸命にこれを説得しています

「日米親善は必ずしも軍事一体化ではない。(中略)

日米が全く同じものになったら誰が世界の運命を切り拓くか。」

「共産主義のイデオロギーも何れ全く変貌して終うだろう。(中略)

世界の共通の敵は戦争それ自体である。」 (平野文書)

三時間に及ぶ二人の密談の後、元帥の部屋を辞する幣原の両眼は、

祖国の将来を憂う老宰相の安堵の故か、涙が溢れていました

1月25日、幣原とのペニシリン会談の翌日、極東委員会を乗り切る確信を得たマ元帥は、アイゼンハワー陸軍参謀総長宛に次のような手紙を認め、前年10月22日米国務省SWNCC (State-War-Navy Coordinating Committee 国務・陸・海軍三省調整委員会) から要請されていた「天皇の戦争責任に関する証拠収集」への回答としたのです

「過去10年間、天皇は日本の政治決断に大きく関与した明白な証拠となるものはなかった。天皇は日本国民を統合する象徴である。天皇制を破壊すれば日本も崩壊する。行政は停止し、ゲリラ戦が各地で起こり共産主義の組織的活動が生まれる。これには百万人の軍隊と数十万人の行政官と戦時補給体制が必要である。」

マ元帥にとって、天皇は日本の占領統治にとって不可欠の存在でした。天皇を戦犯として訴追すること、天皇を廢帝とすることによって日本国民の反感をかき、收拾不能の事態に陥ることを懼れていました。

2月3日 マ元帥は、三原則を明記したメモを民政局長ホイットニーに手交して、憲法改正草案の作成を急ぐよう指示したのです。

「戦争放棄」条項には次のように記載されていました。

「紛争解決のための手段としての戦争、さらに自己の安全を保持するための手段としての戦争をも、放棄する。

日本はその防衛と保護を、今や世界を動かしつつある

崇高な理想に委ねる。

日本が陸海空軍を保有することは、将来ともに許可されることがなく、日本軍に交戦権が与えられることもない。」

## ■平野文書：憲法九条を廃案した幣原の真意

『幣原先生から聴取した戦争放棄条項等の生まれた事情について』

国際法上国家の自然権とされる自衛権まで放棄した憲法9条の  
廃案者について、マ元帥は帰米後議会や回顧録の中で幣原総理と述べ、

幣原も亦自身の回想録『外交五十年』でこれを認めています

『国防』放棄に国民が同意する筈が無いことを承知していた幣原は、

天皇にも、政府草案を起草中の松本国务大臣にも相談せず、

マ元帥に進言して占領軍の了解と強権を以て実現しました

昭和26年3月10日 当時衆議院議長であった幣原は、急逝して78年

の生涯を終えますが、その前月の2月下旬、幣原の秘書官平野三郎

衆議院議員(自民)は世田谷岡本の幣原邸を訪ね幣原の真意を聞き取り、

13年後の昭和39年2月、憲法調査会からその内容が公表されています

この「平野文書」から、幣原首相が何故自衛権放棄を決意するに

至ったのか、未来永劫とする根拠は何かを探ってみます

平野は平野文書作成の経緯を、自著『平和憲法の水源地-

昭和天皇の決断』(平成5年刊)の中で、憲法調査会高柳会長の

次のような申し入れを契機としたと語っています

憲法調査会は、日本国憲法に関する調査研究等を行うために

日本の国会の各議院、内閣、政党等に設置されていますが、

ここでは、憲法調査会法に基づき昭和31年6月 内閣に設置された

憲法調査会のこと、高柳会長の平野説得の理由は次の通りでした

「私は少なくとも第九条は未来永劫ふれるべきではないと思っている。自衛権は本来的にあるという意見があるが、(中略)すべて自衛戦争ですから、一つ歯止めを外したら結局は元の木阿弥に戻ってしまう。

(中略) 天皇は何度も元帥を訪問されている。(中略)

天皇は提言された。むしろ懇請だったかもしれない。

決して日本のためだけでない。世界のため、人類のために、戦争放棄という世界史の扉を開く大宣言を日本にやらせて欲しい。(中略) もちろん幣原首相を通じて口火を切ったのですが、源泉は天皇から出ています。あんな、幣原さんから聞いた話を一つ書いてくれませんか」

裏付けが何も無いと辞退する平野を、高柳は更に説得します

「いや、あなたが幣原さんの秘書だったことは確かな事実だ。(中略)

だからあなたの話なら、根拠がない訳ではない。

問題は、米国製か、日本製かということだが、

幸い日本製だというマッカーサーの証言がある。(中略)

日本側の証拠が必要だが、それが無いので困っている。」

高柳賢三は、元東京帝大法学部教授の英米法の権威であり、

憲法調査会は、昭和39年7月3日内閣と国会に報告書を

提出し活動を終え、昭和40年6月3日に廃止されています

当時憲法調査会では憲法9条が、天皇の発意により幣原が

マ元帥に「戦争放棄」を懇情したと解されていたようです

「戦争放棄」という尋常ならざる憲法規定を受容するために

国民全般にそのような解釈が流布されていたのでしょう

憲法調査会は、岸内閣が占領軍の押し付け憲法を改正する目的で設置、護憲派の社会党は参加を見送り、穏便に収めようとした高柳会長は、

天皇発意説の根拠を探していたように見受けられます

幸いにも、幣原は次の通り、天皇発意説を全面的に否定しています

「マッカーサーの草案を持って天皇の御意見を伺いに行った時、実は陛下に反対されたらどうしようかと内心不安でならなかった。

僕は元帥と会うときは何時も二人切りだったが、陛下のときは吉田君にも立ち会って貰った。しかし心配は無用だった。

陛下は言下に、徹底した改革案を作れ、その結果天皇がどうなってもかまわぬ、と言われた。この英断で閣議も納まった。

終戦の御前会議のときも陛下の御裁断で日本は救われたと言えるが、憲法も陛下の一言が決したと言ってもよいだろう。若しあのとき天皇が権力に固執されたらどうなっていたか。恐らく今日天皇はなかったであろう。日本人の常識として天皇が戦争犯罪人になるというようなことは考えられないであろうが、実際はそんな甘いものではなかった。当初の戦犯リストには冒頭に天皇の名があったのである。それを外してくれたのは元帥であった。だが元帥の草案に天皇が反対されたなら、情勢は一変していたに違いない。天皇は己れを捨てて国民を救おうとされたのであったが、それに依って天皇制をも救われたのである。

天皇は誠に英明であった。」

天皇発意説の形跡は微塵も無いこの記述から、幣原が如何に天皇制維持に腐心したか、その心情が伝わってくるようです

幣原の発案であったとしても、占領軍の言論統制の下で制定された

憲法9条を押し付けでない和製と言うには無理があるでしょう

これは平野文書ではありませんが、幣原の憲法9条に関する考え方を

理解する上で参考になる文書として、昭和21年3月20日の

枢密院会議に於ける幣原の草案説明があり、その内容は次の通りです

「第九ハ何処ノ憲法ニモ類例ハナイト思フ。

日本ガ戦争ヲ抛棄シテ他国モ之ニツイテ来ルカ否カニ付テハ

余ハ今日直ニサウナルトハ思ハヌガ、戦争抛棄ハ正義ニ基ク

正シイ道デアツテ日本ハ今日此ノ大旗ヲ掲ゲテ

国際社会ノ原野ヲトボトボト歩イテユク。(中略)

今日ハ残念ナラウ各国ヲ武力政策ガ横行シテ居ルケレドモ

此処二十年三十年ノ将来ニハ必ズ列国ハ戦争ノ抛棄ヲ

シミジミト考ヘルニ違ヒナイト思フ。

其ノ時ハ余ハ既ニ墓場ノ中ニ在ルデアラウガ余ハ墓場ノ蔭カラ後ヲ

フリ返ツテ列国ガ此ノ大道ニツキ従ツテ来ル姿ヲ眺メテ喜ビトシタイ。

( 極東委員会のマ元帥批判に触れた後 )

若シ時期ヲ失シタ場合ニハ我が皇室ノ御安泰ノ上カラモ

極メテ懼ルヘキモノガアツタヤウニ思ハレ

危機一発トモ云フベキモノデアツタト思フノデアル。」

彼が憲法9条【戦争放棄】を以て国連の理想の先導役たろうとし、

二、三十年後には追随国が出ることを期待すると共に、この憲法を

天皇が快諾されたことによって天皇制が安泰となったとしています

平野三郎は、この時の幣原の様子を次のように伝えています。

「第九条の段になるや、声涙ともに下る調子になり、首相の老いた  
両眼から、大つぶの涙の玉が落ちて頬をつたわるのを、  
並み居る顧問官たちが認め、一同顔を見合わせたという。」

(『平和憲法秘話 — 幣原喜重郎その人と思想』)

幣原は、次のように語り「戦争放棄」によって丸腰になることが  
「世界平和への道」と考えていたわけではありませんでした  
『世界中が武器を持たないという真空状態は考えられない。  
戦争をなくするための基本的条件は武力の統一である。』

それでは何故幣原は『戦争放棄』を思い立ったのでしょうか  
それは戦犯の筆頭に掲げられた天皇を救うためであり、  
軍事力破碎を目的とする占領軍の撤収を早めるためでした  
ポツダム宣言は、日本軍の完全武装解除を要求、戦争遂行能力  
破碎の確証が得られるまで占領継続を宣言していました  
占領下の日本が、独立を回復する早道が「戦争放棄」であり  
「戦争放棄」によって天皇への訴追を逃れようとしたのです  
再軍備に割く余裕もない当時の日本は、「国防」を癸足後  
間もない国連に委ね、次の通り「死中に活」に賭けたのです  
「日本を侵略し、世界の秩序を破壊する恐れがあるとなれば、  
それに依り脅威を受ける第三国は、保護条約の有無に拘らず、  
当然日本の安全のために必要な努力をするだろう。」

幣原の脳裏には、国連による武力統一の好例、米国が韓国の防衛のために国連軍を組織した朝鮮戦争があったでしょう。前年に発した朝鮮戦争の原因は、南北朝鮮の軍事力格差です。昭和25年1月に締結された米韓軍事協定により、米国は韓国の北進を防ぐ目的から、韓国の軍備を最低限に抑えていました。

ソ連の統治下にあった北朝鮮との格差は次の通りです。

	総兵力	砲	迫撃砲	戦車	航空機
韓国	10万6千名	91門	960門	0	22機
北朝鮮	19万8千名	552門	1728門	240輛	211機

開戦二日後の昭和25年6月27日、トルマン大統領の要請で開催された国連安保理は、北朝鮮を侵略者と認定、軍事行動の停止と北朝鮮軍の撤退を求める決議を全会一致で採択しています。この安保理決議は、欧州地域における社会主義強化を目論むスターリンの戦略により、ソ連が欠席したため成立しましたが、以降五大国の拒否権に阻まれ、国連軍が組織された例は無く、現在国連の安全保障機能に「死中に活」の期待は出来ません。幣原が憲法9条を「未来永劫」とした根拠は国連の理想でした。彼が「死中に活」と期待した国連は、原加盟国シリアの内戦を放置、内戦に乗じたテロ組織イスラム国の跳梁は大量の難民を生み出した。常任理事国中国は、国際世論に反して南沙諸島に軍事基地を造成し、これを咎める国際司法裁判所の採決を無視しているのです。

平野三郎は、幣原への質問の冒頭に次のように述べています  
「私には第九条の意味がよく分かりません。あれは現在占領下の  
暫定的な規定ですか、（中略）軍隊のない丸裸のところへ  
敵が攻めてきたら、どうするという訳なのですか。」

国民の負託を受けた国会議員として、平野の質問は実に率直です  
これに対する幣原の回答が前述の「死中に活」なのです

憲法9条の世界とは、警察力程度の微力を国連に提供する見返りに  
軍事大国の軍事力の恩恵に浴しようという発想なのです

平野文書で、幣原は警察力は国連のためにも必要だと語っていますが、  
全加盟国が軍備を放棄すれば国連の軍事力も成立しません  
平野文書は、「憲法9条」が孕む論理的矛盾を抉り出します

朝鮮戦争は、国連軍と米国の威信を賭けた闘いでした

7月7日の国連安保理決議により国連軍が編成されます

首都ソウルは僅か3日で陥落、釜山陥落も目前の戦況を、  
仁川上陸作戦により立て直したマ元帥は、反撃して北朝鮮の

臨時首都平壤（憲法上首都はソウル）を制圧しますが、  
中共軍の参戦により一転劣勢となり、ソウルを奪回されます

必勝を期したマ元帥は、中華人民共和国国内への攻撃、  
中華民国（台湾）の中国国民党軍30万の朝鮮半島への投入、

原子爆弾の使用といった提言をトルマン大統領に送りますが、

昭和26年4月11日 マ元帥は大統領に解任されたのです

後任の国連軍総司令官としてリッジウェイ大将が選任されたのです

トルーマン大統領は、国連軍と米国の威信を守ることで、

戦争の拡大、第三次世界大戦を懼れたのです

リッジウェイ大將はソウルを奪回し、劣勢を38度線まで回復、

昭和28年7月27日 二転三転した朝鮮戦争は、板門店で

北朝鮮、中国両軍と国連軍の間で休戦協定が成立、米国等

22か国の国連軍は、開城市を奪回できず現在も停戦中です

停戦を不服とする韓国李承晩は休戦協定を欠席しています

国連による武力統一は、平和の攪乱者の制圧に失敗しました

ソ連に空巢を狙われている欧州各国は十分な戦力を割けず、

核兵器を封印した米国の軍事力も侵略者を制圧出来なかったのです

幣原が期待した国連の理想は、初動に於いて躓きました

憲法9条を民政局に指示したマ元帥は、「日本は、その防衛と保護を、

今や世界を動かしつつある崇高な理想に委ねる」として

幣原同様、明らかに国連を戦争放棄の前提としていました

昭和26年元旦 マ元帥は日本国民に寄せた年頭の挨拶で、

次のように日本の再軍備を要請しています

「国際的な無法律状態が引続き平和を脅威し人々の生活を

支配しようとするならば、この理想がやむを得ざる自己保存の法則に

道を譲らなければならなくなることは当然であり、

自由を尊重する人々と相携えて、国際連合の諸原則のワク内で

力を撃退するに力をもってすることが諸君の義務となるだろう」と、

朝鮮戦争の初期にして既に自身の過ちを認めたのです

幣原が平野に憲法9条【戦争放棄】発案の真意を語ったのは、マ元帥が年頭教書で日本国民に再軍備を促した翌二月のことでした。幣原は国連軍の勝利を信じて疑わず、三月に安らかに他界しています。「余ハ墓場ノ蔭カラ後ヲフリ返ツテ列国ガ此ノ大道ニツキ従ツテ来ル姿ヲ眺メテ喜ビトシタイ」と枢密院で語った幣原の期待は、二、三十年どころか、七十年経っても実現を見ていません。「日本の防衛と保護を国連に委ねる」というマ元帥の前提条件は、憲法前文の平和理念となって、「死中に活」は幻となっているのです。幣原は、草葉の陰から日本の行く末を案じていることなのでしょう。

そもそも朝鮮戦争の国連軍は、米国主導の多国籍軍でした。

国連憲章の定める国連軍は、国連憲章第43条に従って安全保障理事会と兵力提供の特別協定を結んでいる国連加盟国が、その要請によって兵力を提供することになっています。

しかし、未だに国連と兵力提供協定を結んだ国は皆無であり、憲章第7章に基づき、安保理が指揮する国連軍が組織されたことはこれまで一度も無く、今後の見通しもついていないのです。朝鮮戦争の国連軍は、韓国の軽武装に責任を感じた米国が、国連未加盟の韓国のために組織した多国籍軍だったのです。

国連の理想は今後追及されるべきですが、現時点では国防を託せる状況になく、国連に代り日米安保に頼る今日の日本は、核兵器を封印した米国の軍事力を過信せず、国防に万全を期すべきなのです。

## ■マ元帥の回想による「ペニシリン会談」

幣原首相の『天皇制存続』への想いについては、先にご紹介した「平野文書」に明快に語られ、そこでは幣原の「戦争放棄」の進言に対して、マ元帥が米国に対する影響と共産主義者を利することへの危惧に一瞬逡巡した様子が語られていました

昭和26年5月5日 マ元帥自身も帰米後米国上院軍事・外交  
合同委員会の聴聞会で次のように証言をしています

「日本の首相幣原氏が私の所にやって来て、言ったのです。(中略) 私は思わず立ち上がり、この老人の両手を握って、それは取られ得る最高に建設的な考え方の一つだと思う、と言いました。世界があなたをあざ笑うことは十分にありうることです。(中略) その考えを押し通すにはたいへんな道徳的スタミナを要することでしょう。そして最終的には彼らは現状を守ることはできないでしょう。私は彼を励まし、日本人はこの条項を憲法に書き入れたのです。」

幣原首相は、自身が「戦争放棄」を憲法に謳うと言い出せば、狂人扱いされることを承知の上で、密かにマ元帥に相談し、元帥の権限で「戦争の全面放棄」を実現することにより、天皇の戦犯訴追をかわし、天皇制を維持しようとしたのです。しかし、天皇制維持の妙案として幣原の提言を歓迎したマ元帥は、日本の自衛権を否定する憲法を、自らが強要することには抵抗を感じ、幣原自身に世界の嘲笑を浴びる覚悟を求めているのです

さらにマッカーサー回顧録でも同様の記述があります

「幣原男爵は一月二十四日（昭和二十一年）私の事務所を訪れ、私にペニシリンの礼を述べたが、そのあと私は、男爵がなんとなく

当惑顔で、何かをためらっているらしいのに気がついた。

私は男爵に何を気にしているのか、とたずね、それが苦情であれ、

何かの提議であれ、首相として自分の意見を述べるのに

少しも遠慮する必要はないといってやった。

首相は、私の軍人という職業のためにどうもそうしにくいと答えたが、私は軍人だって時折りいわれるほど勤がにぶくて頑固なのではなく、

たいていは心底はやはり人間なのだと述べた。

首相はそこで、新憲法を書上げる際に所謂「戦争放棄」条項を含め、その条項では同時に日本は軍事機構は一切もたないことを決めたい、と提案した。そうすれば、旧軍部がいつの日か再び権力をにぎるよう

な手段を未然に打消すことになり、また日本には再び戦争を起す

意志は絶対にならないことを世界に納得させるという、

二重の目的が達せられる、というのが幣原氏の説明だった。

首相はさらに、日本は貧しい国で軍備に金を注ぎ込むような余裕は

もともとないのだから、日本に残されている資源は何によらず

あげて経済再建に当てるべきだ、とつけ加えた。

私は腰が抜けるほど驚いた。長い年月の経験で、私は人を驚かせたり、

異常に興奮させたりする事柄にはほとんど不感症になっていたが、

この時ばかりは息もとまらんばかりだった。

戦争を国際間の紛争解決には時代遅れ的手段として廃止することは、

私が長年情熱を傾けてきた夢だった。

現在生きている人で、私ほど戦争と、それがひき起す破壊を経験した者はおそらく他にない。二十の局地戦、六つの大規模な戦争に加わり、何百という戦場で生残った老兵として、私は世界中のほとんどあらゆる国の兵士と、時にはいっしょに、時には向い合って戦った経験を持ち、原子爆弾の完成で私の戦争を嫌悪する気持ちは当然のことながら最高度に高まっていた。

私がそういった趣旨のことを語ると、こんどは幣原氏がびっくりした。氏はよほどおどろいたらしく、私の事務所を出るときには感きわまるといった風情で、顔を涙でくしゃくしゃにしながら、私の方を向いて『世界は私たちを非現実的な夢想家と笑いあざけるかもしれない。しかし、百年後には私たちは予言者と呼ばれますよ』と言った。」

幣原は、「戦争放棄」の目的については、次の3点を挙げています

1. 旧軍部が再び権力を握る可能性を未然に打消すこと
2. 日本に戦争を起す意志は絶対にならないことを世界に納得させること
3. 貧しい国で軍備に金を注ぎ込むような余裕のない日本は、残されている資源は何によらずあげて経済再建に当てるべきこと

幣原の最終目的が天皇制の維持にあることについては、何も記載されていませんが、『百年後には私たちは予言者と呼ばれますよ』という言葉の背景には「国連の理想」があったとしか考えられません

『天皇制』を護るためには、未だ現実のものとしては存在しない「国連の理想」に国防を託さざるを得なかった老宰相の苦悩を、同じく『天皇制』を占領統治に不可欠のものとしていたマ元帥はこれを快く受け入れますが、憲法制定の翌昭和22年1月3日吉田茂首相に対して、次の通り憲法の見直しを示唆しています

### 親愛なる総理

昨年一年間の日本における政治的發展を考慮に入れ、新憲法の現実の運用から得た経験に照らして、日本人民がそれに再検討を加え、審査し、必要と考えるならば改正する、全面的にしてかつ永続的な自由を保障するために、施行後の初年度と第二年度の間で、憲法は日本の人民ならびに国会の正式な審査に再度付されるべきであることを、連合国は決定した。もし、日本人がその時点で憲法改正を必要と考えるならば、彼らはこの点に関する自らの意見を直接に確認するため、国民投票もしくはなんらかの適切な手段を更に必要とするであろう。換言すれば、将来における日本人民の自由の擁護者として、連合国は日本人民の自由にして熟慮された意思の表明であることに将来疑念がもたれてはならないと考えている。

憲法に関する審査の権利はもちろん本来自由に与えられているものであるが、私はやはり貴下がそのことを熟知されるよう、連合国のとった立場をお知らせするものである。

新年への心からの祈りを込めて。

## ■ GHQ 民政局は「ピンカーズ」

民政局 (Government Section: GS) は、連合軍最高司令官総司令部 (GHQ/SCAP) 内で軍閥・財閥の解体、軍国主義集団の解散、軍国主義思想の破壊等の占領目的を遂行し、日本の民主化政策の中心的役割を担い、憲法草案作成に於いても民主化の徹底を図りました

局長のコートニー・ホイットニー准将、課長のケーデイス大佐 (1948年に次長昇格) 等ニューディーラー (社会民主主義者) をはじめ、太平洋問題調査会 (IPR) 系の日本研究家ビッソシ、ノーマン等の共産主義に共鳴する危険人物が活躍していました

民政局が、日本の弱体化を大胆に推進、公職追放などを通じて民主党、日本社会党の伸長を図ったのに対して、参謀第2部 (G2) 部長として諜報・保安・検閲 (特にプレスコード) を管轄するウィロビー少将は、ドイツ系アメリカ人の反共主義者で、民政局を「ピンカーズ」と称しことあるごとに対立、日本弱体化の盾になっていました

極東に於ける共産主義勢力の台頭を危惧するウィロビーは、日本を「反共の砦」とするよう進言したり、極東軍事裁判は史上最悪の偽善だとして、二次・三次の裁判が予定されていた A 級戦犯容疑者 22 名の釈放を要求してこれを通しています

終戦と同時に始まった中国の国共内戦によって蒋介石に対する米国の評価が変わり、ルーズベルト大統領の援蔣容共路線に疑問を呈する声が増え、占領政策も見直されて日本を自由主義陣営のアジアに於ける中核にしようとする機運が高まっていくのです

マ元帥の下には二人の相反する腹心が居り、占領初期の憲法草案は、  
共産主義者の暗躍する民政局の手によって作成されたのです

2月3日 ホイットニー民政局長はマ元帥から草案作成の指示を受け、

2月4日 民政局による憲法草案の起草作業が開始されます

局長を含め25名、弁護士経験者がホイットニーを含め4名、

憲法専攻者は皆無という陣容でしたが、一週間後の10日に作業完了、

マ元帥の修正を経て12日に完成されたのです

2月8日 マ元帥の意向を受けた幣原首相の指示により策定されていた

松本烝治国務大臣を長とする日本政府の憲法問題調査委員会による

憲法草案「憲法改正要綱」が作業中のGHQに提示されています

2月13日 GHQの意向を確かめに訪れた吉田茂外相と松本国务大臣

は、GHQ民生局ホイットニー准将から政府案不採用を伝えられ、

逆にGHQ憲法草案の提示を受け、これに沿った草案でない

天皇制は保証できないと通告されたのです

GHQは、松本草案「憲法改正要綱」ではなく、日本の民間憲法草案

特に「憲法草案要綱」を参考にして草案を作成していました

「憲法草案要綱」を起草した昭和研究会は、昭和20年10月

高野岩三郎（元東大教授）、鈴木安蔵等のマルクス主義者が

中心メンバーになっていますが、これはソ連のスパイハーバート・ノーマンが、

天皇制廃止を目的にコミンテルンの同志鈴木安蔵に接触、

憲法草案作成に備えて結成させたと言われてています

昭和20年9月、ノーマンはGHQ対敵諜報部調査分析課長として

カナダ外務省から出向、マ元帥と昭和天皇の通訳を務め、  
近衛文麿や木戸幸一をA級戦犯に指定したのも彼の仕業でした

12月26日 昭和研究会は「憲法草案要綱」を内閣へ届けると同時に

記者団にも発表、「統治権ハ国民ヨリ発ス」と冒頭の根本原則で

天皇の統治権を否定、国民主権の原則を採用して、天皇を

「国家的儀礼ヲ司ル」とする象徴天皇制を導入していました

ノーマンにとって、象徴天皇制は天皇制廃止の第一段階でした

2月から8月まで極東委員会に在籍、憲法問題担当の第3委員会の  
副議長に収まったノーマンは、恐らくケーデイスを通じて憲法1条に

「この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく」と追加、

世代交代後の将来「国民の総意」を口実に、

天皇制を廃止する第二段階への布石を打ったのです

4月26日 高野はGHQに評価され第五代NHK会長に収まっています

ノーマンは、在日カナダ人宣教師の子として軽井沢で生まれ、

昭和10年にケンブリッジ大学在学中には既に、

英国MI5（情報局保安部）から共産主義者と断定されていました

米国でも冷戦下の赤狩りで、米国留学中共産主義者だったことを

告白した都留重人のFBI捜査に絡んで共産主義者の嫌疑を受け、

昭和32年赴任先カイロで投身自殺を遂げています

憲法研究会の草案発表は、昭和20年12月26日のことで、

当時幣原は病床にあったのですが、平野文書は象徴天皇制に関する

幣原の見解について、次のように伝えています

「日の丸は日本の象徴であるが、天皇は日の丸の旗を護持する  
神主のようなものであって、むしろそれが

天皇本来の昔に還ったものであり、

その方が天皇のためにも日本のためにもよいと僕は思う。」

天皇を戦犯から救い、天皇制を維持することが出来ればそれでよし  
贅沢なんか言ってもらえないというのが、幣原の本音だったでしょう

日本共産党は、今も日本の社会主義化と同時に天皇制廃止を綱領に  
掲げていますが、マルクス主義は全ての差別を否定するのでしょうか

日本国憲法「男女平等」の起案者は、GHQ民政局行政部政党課の  
調査専門官ベアテ・シロタ・ゴードン 22歳でした

大正12年10月、両親（ロシア系ユダヤ人）の亡命先ウィーンで  
生まれた彼女は、父レオ・シロタの東京音楽学校ピアノ科教授就任に  
伴い来日、昭和4年から10年ほど日本で過ごしています  
その後渡米、オークランドの職業婦人教育に熱心であった

全寮制女子大ミルズ・カレッジに学んでいます

卒業後サンフランシスコの戦争情報局で対日プロパガンダ放送の  
番組台本作成の仕事や、ニューヨークでタイム誌の  
記事素材収集の調査員の仕事を経験していました

僅か22歳のゴードン嬢は、来日早々憲法の起草を任され  
当惑したようですが、男女の特性を尊重する日本の慣行を顧みない、  
米国でも先進的な彼女の草案が、採用され今日に至るのです

# ★「占領初期の日本」：主権喪失の時代★

## ■『玉音放送』

世界征服の罪を問うポツダム宣言に最後まで抵抗していた日本を、

遂に無条件降伏に追い込んだのは原爆投下でした

国際信義に反する民間人に対する米国の無差別殺戮です

昭和20年8月15日正午の玉音放送(終戦の詔勅)には、

終戦を決断した天皇の無念さと再起への志が滲んでいます

「帝国自存と東亜安定」を目指した戦争を、「残虐な無差別爆弾による

民族の滅亡を回避」するためにポツダム宣言を受諾したことを伝え、

「堪え難きを堪え忍び難きを忍び、萬世のために太平を開く」べく、

「大道を誤り信義を世界に失う」ことなく、「確く神州の不滅を信じ」

「総力を将来の建設に傾ける」ことを国民に促す

天皇の『日本再興』への覚悟を示す肉声です

8月17日 鈴木貫太郎内閣は、戦争終結の目的を達し総辞職、

皇族・陸軍大将の東久通宮稔彦王が総理大臣に就任します

東久通宮内閣は、「国体護持」を大方針とし、就任会見で、

「全国民一億総懺悔」を唱え、国民の団結によって難局を乗り越え、

荒廢した国家の再建を目指したのです

一億の国民には、大和民族6千万に未だ国際法上日本国籍を

有していた台湾・朝鮮半島の住民4千万が含まれていました

## ■ 占領軍の進駐

8月30日、連合軍最高司令官マッカーサー元帥は厚木飛行場に到着、

9月2日、米戦艦ミズーリ号上で、日本と連合軍全権団により

降伏文書の調印が行われました

9月6日 米統合参謀本部はマ元帥宛に次の通達を発します  
無条件降伏を受諾した日本の天皇・政府の統治権は、貴殿に従属する

9月12日、マッカーサーは記者会見で次の通り述べています

「日本はこの大戦の結果四等国に転落した。

再び世界の強国に復活することは無い。」

同年来日した連合軍賠償委員会も、日本の許容工業力は、  
被侵略国の生活水準を上回らない水準と言明、戦災を免れた  
工業設備を修繕させた上、アジア各国へ強制移転させました

日本軍は武装解除され、シベリア抑留等の例外を除き復員、  
本土に残存していた戦艦、戦闘機や潜水艦等は、技術文書と共に

他国に撤去、或いは廃棄処分され既存戦力は壊滅します

これらの軍事解体の上に、産業解体、財閥解体、言論統制、  
皇族の皇籍離脱、農地改革、学制改革、伝統文化の排斥等

将来の再起能力まで奪う日本の弱体化が敢行されました

占領軍進駐の目的は、ポツダム宣言に基づく日本の戦争遂行能力破砕

の確認にありましたが、主権を握った占領軍は

日本を経済的・精神的に再起不能に追い込もうとしたのです

9月13日、東条英機等A級戦犯容疑者39名が逮捕されます

## ■ 「自由の指令」と「プレスコード」

10月8日、「自由の指令」として思想・言論規制法規の廃止を名目に新聞、雑誌などの出版物、放送、映画、手紙、通信、学術論文などへの検閲が行われ、連合軍・占領政策への批判、東京裁判への批判、原爆に関する情報、占領軍による殺人・強姦等の情報開示、

その他日本国憲法の民政局起草に至るまで、

連合軍に都合の悪い情報は全て禁止されたのです

昭和23年 GHQは検閲スタッフ370名、日本人囑託5700名を抱え、

検閲は新聞記事だけで一日約5000本に達しています

こうした検閲費用や米兵が配るガム等の菓子代に至るまで

巨額の占領軍維持費の日本政府負担も機密とされました

9月19日 「自由の指令」に先行して「日本に与うる新聞遵則」

(「プレスコード」)が発令され、直後にこれに準拠した

「日本放送遵則」と「映画遵則」も追従して発令されます

9月15日 報道規制は既に始まっていました

米陸軍対敵諜報部民間検閲主任フーバー大佐が、連合軍の批判報道を行った同盟通信社と河相情報局総裁、大橋日本放送協会会長に対し

次のように通告していました

「元帥は、日本の報道を『報道の自由』に伴う責任を放棄し、『報道の自由』を逸脱する行為として検閲を指令された。 今後は、新聞・ラジオに対し厳しい検閲を実施、嘘や誤解を招く報道、連合軍に対する

いかなる批判も絶対に許さない。」

見事な見解ですが、実態は都合の悪い報道を規制するための口実に過ぎず、抵抗するものは容赦なく排除されたのです

翌9月16日占領軍情報局の指示で「比島日本兵の暴状」と題して、

日本兵の残虐行為を日本の新聞が一斉に掲載します

記事にしない新聞は発行部数を抑制すると脅迫していたGHQの狙いは、

直前にバギオで逮捕された山下奉文大将のマニラに於ける

軍事裁判の正当化でしたが、9月17日 朝日新聞は、

「求めたい軍の釈明“比島の暴行”発表へ国民の声」と題し

「ほとんど全部の日本人が異口同音にいつてゐる事は、

かかる暴虐は信じられないといふ言葉である」「今日突如として

米軍がこれを発表するに至った真意はどこにあるか」と

占領開始後頻発していた連合軍兵士の犯罪を引合いに論評、

同紙は9月19日と20日の2日間、発行停止処分を受けます

占領初期の横須賀線は、窓ガラスや座席は殆ど破損され、

二等車を米兵に占拠された日本人は三等車にすし詰めになったと

鎌倉文士（二階堂）の小島政二郎は、随筆に記しています

横浜の古老は、商店では金を払わず、民家に押し入って金目のものを

勝手に持ち去る兵隊が横行、夜になれば女性の悲鳴が絶えず、

憲兵に訴えても「負けたから仕方がない」の一言だったと、

米兵による暴行、殺人、強奪、強姦事件が頻発していた、

主権を失った日本の惨めな姿を語っています

占領初期の1か月、神奈川県下だけでも記録に残された強姦事件が

2900件発生、犠牲者は女学生やOL等でしたから、

県下の女学校は閉鎖、神奈川県庁の女子職員は全員解雇など

徹底した防衛処置がとられますが、米兵は野放しでした

無論これらの犯罪行為は、中国・四国地方を占領地域とした

英国を含めて、英米両国の意図したものではありません

ソ連占領下の北方領土に於ける残虐行為には国家の関与が明白ですが、

英米の意図はむしろ日本国民に好印象を与え、

国家と国民の分断により日本の弱体化を図ることでした

そのためにGHQは、米兵の事件報道を厳しく弾圧したのです

朝日新聞が、「治安の改善」に一石を投じたのも当然です

当時の朝日新聞は、東久通宮内閣に、国務大臣緒方竹虎（元朝日新聞

社副社長）、文部大臣前田多門（元朝日新聞社論説委員）、

総理大臣秘書官、国務大臣秘書官、内閣参与を送り込み、

9月15日 次の鳩山一郎談話を掲載していました

「“正義は力なり”を標榜する米国である以上、原子爆弾の使用や

無辜の国民殺傷が病院船攻撃や毒ガス使用以上の国際法違反、

戦争犯罪であることを否むことは出来ぬであらう」

10月1日 「進駐米軍の暴行・世界の平和建設を妨げん」と

石橋湛山の論説を掲げた東洋経済新報9月29日号が押収、

「自由の指令」は、日本の言論の自由を奪っていったのです

日本軍の武装解除、進駐軍の受入れ、降伏文書調印など戦後処理を進めていた東久通宮内閣は、GHQによる報道規制と「自由の指令」によって、その統治力を失っていきました

9月27日 マッカーサーと昭和天皇の初面談が実現、その時撮影された写真を掲載した新聞に対し、内務大臣の山崎巖が販売禁止処分をとったことがGHQの反発を招き、GHQは「新聞と言論の自由に関する新措置」を指令し、日本政府の検閲を停止して自らの検閲により、報道関係を支配下に置きます

「戦後も日本共産党員や違反者の処罰継続」を断言した山崎巖内務大臣に対し、GHQは「自由の指令」の一環として「山崎巖大臣以下内務省幹部の罷免」を政府に命じます

10月5日 東久通宮内閣は、命令の実行が共産主義活動を活発化させることを危惧し、内務大臣の罷免を避けるべく、発足後僅か二か月足らずで内閣総辞職の道を選んだのです

「自由の指令」の名の下に行われた内政干渉への抗議でした

民主化政策により共産党幹部は釈放され、既存政党の活動が弾圧される中で日本の民主化の象徴であるかのように日本共産党が復活、労働運動が過激化していきました

ポツダム宣言の虚構の下に、マッカーサー旋風が吹き荒れたのですが、昭和25年 GHQの占領政策もレッドパージ（赤狩り）に転じています

